

職長(第一線監督者)安全衛生教育開催のご案内

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当支部の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第60条では、政令で定める業種については事業者に対して『新たに職務に就くことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導・監督する者に対し、安全衛生教育を実施するよう義務づけられています。また、平成18年1月の改正労働安全衛生規則第40条で、職長教育の教育事項としてリスクアセスメントが従来の事項に追加されていますので、すでに上記立場におられる方(係長、職長、組長等)の再教育としてもご利用いただけます。

大勢の皆さまが受講されますようご案内申し上げます。

☆ 職長等の教育を行うべき業種 ☆

①建設業 ②製造業〔たばこ製造業(化学調味料製造業、動植物油脂製造業を除く)、繊維工業(紡績業、染色整理業を除く)、衣服その他繊維製品製造業、紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業〕、③電気業 ④ガス業 ⑤自動車整備業 ⑥機械修理業

記

- 日時 : 1日目:令和7年4月15日(火)9:30~15:55
2日目:令和7年4月16日(水)9:30~17:30
- 会場 : 茨木市市民総合センター1階101号室(茨木市駅前4-6-16)
- 内容 : 労働安全衛生法第60条第1号~第3号
第1号:作業方法の決定および労働者の配置に関すること
第2号:労働者に対する指導または監督の方法に関すること
第3号:労働災害を防止するために必要な事項(労働省令で定めるもの)
- 講習料金 : 会員 14,630円【受講料13,750円(税込)、テキスト代880円(税込)】
非会員 16,830円【受講料15,950円(税込)、テキスト代880円(税込)】
- 募集人員 : 30人
- 申込み : 裏面の申込書に必要事項を記入しFAXしてください。
- 支払い : 銀行振込み

※ 申込み手続き終了後は、講習料金は返金できません。

(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部
〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301号
TEL:072-622-8487 FAX:072-621-5763
講習料金振込先 りそな銀行茨木西支店
口座番号(普通)1135303
(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部
適格請求書発行事業者の登録番号:T7120005015256

令和 年 月 日

(公社)大阪労働基準連合会 茨木労働基準協会支部 宛
FAX:072-621-5763

職長(第一線監督者)安全衛生教育受講申込書

(令和7年4月15日、16日開催分)

| | | | |
|------|---|------|--|
| 事業場名 | | | |
| 所在地 | 〒 | | |
| TEL | | FAX | |
| 担当部署 | | 担当者名 | |

| 受講番号 (記入不要) | ふりがな | 生年月日 | 現住所 |
|----------------|------|------|-----|
| | 受講者名 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※ テキストは受講当日、会場でお渡します。

※ 下欄には記載しないでください。

| 受付日 | 受講資格 | 講習料金 | 受講票 | 備考 |
|-----|------|------|-----|----|
| | | | | |